

平成25年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。平成25年度の受付状況を取りまとめたのでお知らせします。

1 受付状況

（1）情報提供件数

49件（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

食 品 分 類					
食肉 卵	水産物	野菜・米 果物	加工品	その他	合 計
12	0	5	28	4	49

情 報 区 分					
表示	添加物	異物 混入	健康 不安	その他	合 計
32	0	1	7	9	49

関 係 法 に よ る 分 類				
食品衛生法	J A S 法	景品表示法	その他	合 計
10	20	9	10	49

結 果		
調 査		問 合 せ ・ 照 会
指導あり	指導なし	
11	14	23

調査中：1件

2 主な情報提供及び対応内容

疑 問 点	対 応 ・ 処 理 内 容
スーパー等で販売されている胡麻豆腐に内容量の記載がない。	計量法に基づく特定商品に該当せず、内容量を外見上安易に識別できるものにあつては、内容量の表示を省略できることとなっております。調査に結果、本品は手作業でカットされたものを透明パックに入れており、内容量の表示を省略できる商品であることが確認されました。

<p>スーパーで購入した「長崎県産 七草セット」に野菜の名前の表示がなく、また、通常の七草ではない野菜が入っていた。</p>	<p>調査の結果、情報提供のとおり通常の七草ではない野菜を詰め合わせ、その野菜の名前を表示せずに販売していることを確認しました。野菜を詰め合わせて販売する場合もその野菜の名称を POP や容器等に表示して販売する必要があります。今後は適正表示を遵守するとともに、消費者に誤認をあたえないような表示を行うよう指導しました。</p>
<p>近頃の商品には販売者は記載されているが、製造者が記載されていないことが多い。なぜか</p>	<p>原則として製造者(又は加工者)を表示することとなっていますが、販売者が内容表示に責任をもつ旨の合意等が製造者との間にあれば、販売者を表示しても良いとなっています。ただし、その場合は、あらかじめ消費者庁に届け出た製造所を表す記号(固有記号)を表示する必要があります。</p>
<p>スーパーで販売されているお弁当や惣菜の一部に原材料の表示がない。</p>	<p>JAS 法では、店内で調理加工したものを同じ店内で販売する場合は表示が省略できます。しかし、調査の結果、別の場所で調理加工されたものを販売していたことが確認されたため、製造者に対し JAS 法に基づく原材料の表示を行なうよう指導しました。</p>